

議 事 録

期 日 平成30年10月30日 午前9時30分～

場 所 高千穂町役場 大会議室

出席委員 原田文男 甲斐謙二 福嶋信二 市野辰廣
安在昭則 佐藤公也 佐藤春男 興梠達彦
佐藤收喜 須藤邦生 竹次民生 松川智年
甲斐泰郎
藤本道廣 尾賀徳光 坂本安則 甲斐正廣
興梠香月 甲斐 誠 甲斐雅通 佐藤政信
佐藤 眞 土持陽宏 田上孝生 林 順善
内倉眞澄 佐藤則行 佐藤弘文

欠席委員 佐藤恒和 福原良治

事務局 興梠晶彦 甲斐順久 児嶋尚徳

議 事 日 程

- 1 会長挨拶
- 2 議事録署名人の指名
- 3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請
- 4 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請
- 5 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請
- 6 議案第5号 農用地利用集積計画の承認について

・開会

・会長あいさつ

・議事録署名人指名

1 6. 安在昭則委員 2. 佐藤公也委員

・議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請

議案第1号-1

(事務局説明) 議案1号-1について土地の表示、譲渡人・譲受人・氏名・法令等説明。

(担当委員説明) 本件は、前耕作者の死亡により、農地を管理することができなくなった県外在住の所有者が集落の人に所有権を移転するという案件です。売買による所有権移転となっています。

(議長) ありがとうございます。それでは1号-1につきまして質疑をお受けします。

(委員) 議案書に記載されている80万という対価は総額ですか？

(担当委員) そのとおりです。1反あたりではありません。

(議長) 他に質問がないようですので議案第1号-1について、ご承認いただける方は挙手をお願いいたします。

～全員の同意により承認された～

議案第1号-2

(事務局説明) 議案1号-2について土地の表示、譲渡人・譲受人・氏名・法令等説明。

(担当委員説明) 本件の農地は譲受人がすでに長年にわたり小作してきている農地です。農地としては広くて使いやすく、この譲渡人の農地はほとんど譲受人が作っているとのこと。

(議長) ありがとうございます。それでは1号-2につきまして質疑をお受けします。

(委員) 進入路はどうなっていますか？

(担当委員) すべて舗装がされています。

(議長) 他に質問がないようですので議案第1号-2について、ご承認いただける方は挙手をお願いいたします。

～全員の同意により承認された～

議案第1号-3

(事務局説明) 議案1号-3について土地の表示、譲渡人・譲受人・氏名・法令等説明。

(担当委員説明) 本件の譲渡人と譲受人は8月総会で牛舎への転用の承認を受けた親子です。今回転用農地以外の農地を息子名義にするとのことで本申請となりました。

(議長) ありがとうございます。それでは1号-3につきまして質疑をお受けします。

(委員) 譲受人は新規就農者への補助をもらっていますか？

(担当委員) はい、譲受人の妻も含めてもらっています。

(事務局) 補足いたします。譲受人夫婦は次世代人材投資事業を共同で申請することでそれぞれに補助を受けています。その要件として、農地の利用権を有することが必要となるため、今までは譲渡人から譲受人夫婦共同で利用権を設定していました。しかしながら、今回譲受人へ所有権移転をするにあたり、先に設定した利用権は一旦解約されることとなりました。よって譲受人の妻は現在農地の利用権を持っていないこととなります。先ほど申しました通り、補助の要件には農地の利用権があることが必要となりますので、今回の許可により譲受人が所有者となった後には、改めていくつかの農地を譲受人から妻へ貸し付けるという手続が必要になってくることとなります。

(議長) 他に質問がないようですので議案第1号-3について、ご承認いただける方は挙手をお願いいたします。

～全員の同意により承認された～

・議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請

議案第2号-2

(事務局説明) 議案2号-1について土地の表示、事業者住所・氏名・法令等説明。

(担当委員説明) 本件は畜産クラスター事業を活用した牛舎敷地への転用となります。転用に伴う排水処理について、雨水は側溝を通して用水に流す計画のようです。また、敷地の上の方では放牧も考えているようです。

(議長) ありがとうございます。それでは2号-1につきまして質疑をお受けします。

(委員) 現段階でも多頭飼育をしているのですか？

(担当委員) 確かに今でも数は多く手狭ではあります。さらに増頭の意思もあるようです。

(委員) 放牧は裏山にするということですか？

(担当委員) 法面を使ってするようです。条件としては良いと思われれます。

(議長) 他に質問がないようですので議案第2号-1について、ご承認いただける方は挙手をお願いいたします。

～全員の同意により承認された～

・議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請

議案第3号-1

(事務局説明) 議案第3号-1について土地の表示、譲渡人・譲受人、住所・氏名・法令等説明。

(担当委員説明) 本件は、お寺の納骨堂を建設するための所有権移転です。数年前対象となる寺の納骨堂がいっぱいになりました。将来を見据えて200基分を確保できる納骨堂の建設が必要となったところ、檀家でもある譲受人が農地を譲ってくれることとなりました。この農地の周りには両サイドに排水溝がすでにあり、排水としては大丈夫と思われれます。

(議長) それでは3号-1につきまして質疑をお受けします。

(委員) ここの農地は誰か使っていたのですか？

(担当委員) 米苗を作っている方がいました。

(委員) お墓は作れるのですか？

(事務局) 墓地法により、現在地目が墓地となっているところ以外にお墓や納骨堂をつくることは認められていません。しかし、例外もあって、宗教法人等は建設できることになっています。

(議長) 他に質問がないようですので議案第3号-1について、ご承認いただける方は挙手をお願いいたします。

～全員同意により承認された～

・ 議案第 5 号 農用地利用集積計画の承認について

議案第 5 号－ 1

(事務局説明) 議案第 5 号－ 1 について土地の表示、貸付人、借受人住所・氏名・法令等説明。

(担当委員説明) 本件はすでに中間管理事業に地域として取り組んでいる集落において、追加で参加するものです。貸付人は父の代から園芸農家で、集落で中間管理事業に取り組んだ当初は参加を見合わせていましたが、今回申請することになりました。地区内でもきれいなほ場となっており、貸付人本人もとても前向きな方で、たねいもなどにも取り組んでいるそうです。

(議長) それでは 5－ 1 につきまして質疑をお受けします。

(議長) 特に質問がないようですので議案第 5 号－ 1 について、ご承認いただける方は挙手をお願いいたします。

～全員同意により承認された～

(議長) ありがとうございます。議案については以上です。